

令和5年度・6年度広告取扱事業者募集要項

箕面市において、広報紙「もみじだより」・市WEBページ・ふるさとカレンダーに掲載する広告を取扱う事業者を選定するにあたり、必要な事項を次のとおり定め、事業者を募集する。

1. 広告の内容等

(1) 広告掲載期間

令和5年(2023年)12月1日～令和7年(2025年)3月31日

(2) 広告媒体

上記期間に発行、または公開する広報紙「もみじだより」・市WEBページ・ふるさとカレンダー

(3) 広告の規格等

【広報紙広告】

(i) 広告の規格は次のとおりとする。

〈仕様1〉パターン① サイズ【上限】：縦5.8cm×横18.1cm 使用色：4色
パターン② サイズ【上限】：縦5.8cm×横9.0cm 使用色：4色
パターン③ サイズ【上限】：縦12.4cm×横18.1cm 使用色：4色
パターン④ サイズ【上限】：縦12.4cm×横9.0cm 使用色：4色

〈仕様2〉サイズ：A4判 使用色：4色

(ii) 広告の掲載可能枠数は次のとおりとする。

〈仕様1〉8枠以下（パターン①及びパターン④は1枠、パターン②は1/2枠、パターン③は2枠とする）

〈仕様2〉1ページ

【WEBページ広告】

(i) 広告の規格は次のとおりとする。

大きさ：縦60ピクセル×横120ピクセル

形式：JPEG

データ容量：10KB以下

(ii) 市WEBページへ掲載するバナー広告は、「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3」の規定に配慮しなければならない。

(iii) (ii)の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

(iv) (iii)により難しい場合その他広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告取扱事業者が協議の上、決定するものとする。

(v) 広告の掲載可能枠数は、各ページ10枠以下とする。

【ふるさとカレンダー広告】

(i) 広告の規格は、次のとおりとする。

サイズ：縦4.5cm×横29.7cm、使用色：4色

(ii) (i)に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告取扱事業者が協議の上、決定するものとする。

(iii) 広告の掲載は1発行単位とする。

(iv) 広告の掲載可能場所は、カレンダー暦表ページの下部とする。

2. コンペの実施

広告取扱事業者の選定にあたっては、簡易公募型プロポーザルコンペ（以下「コンペ」という。）を実施する。箕面市広告事業実施要綱第1条に定める広告事業の目的を達成するため、広報紙「もみじだより」及び市WEBページにより参加者を募り、参加申込書兼見積書及び提案書により業務の提案を受け、選考会において事業者を選考し、所定の手続きを経て広告取扱事業者を決定し、契約を行う。

3. 選考会の開催等

(1) 選考会の開催

広告取扱事業者を公正かつ適正に選考するため、広報紙「もみじだより」・市WEBページ・ふるさとカレンダー広告取扱事業者選考会（以下「選考会」という。）を開催する。

(2) 選考会の構成員

選考会の構成員は、地域創造部副部長（箕面営業室を所管する者に限る。）及び箕面営業室担当室長、総務部税務室長、市民部窓口課長及び国民健康保険室長、市政統括箕面広報室長をもって充てる。

(3) 選考会の役割

選考基準に基づくコンペ参加事業者の審査（最優秀事業者（1社）、2位（1社）の選定）

4. コンペ参加希望事業者について

(1) コンペ参加申込

広報紙「もみじだより」及び市WEBページにおいて、コンペ参加希望事業者を公募するので、参加希望事業者は、申込期間内に、別紙参加申込書兼見積書及び提案書を郵送又は持参の上、提出のこと。

申込期間：令和5年10月2日（月）から10月13日（金）（必着）

※参加希望事業者は、「箕面市広告事業実施要綱」「箕面市広告事業掲載ガイドライン」を遵守のこと。

(2) 参加申込資格

箕面市入札参加者資格を有している者又は次の要件をすべて満たしている者

①引き続き2年以上その営業を行っていること。

②法人税、所得税、事業税、市税及び消費税を納付していること。

③過去3年間で、大阪府内または阪神地域の地方公共団体への広告取扱に関する事業実績があること。

5. 必要書類の提出について

参加希望事業者は、次のとおり必要書類を箕面広報室に提出する。

(1) 提出書類 ①参加申込書兼見積書及び提案書（様式1～4）

正本1部及びコピー10部

※企画書では、広告主の募集方針および広告主確保のための具体的方策（履行体制等）など事業者として創意工夫できる点を提案すること。（添付資料は図・表を含め10枚まで。1枚1500字まで。）

※書類はすべてA4版に統一すること。

②納税証明書（前4.（2）②にかかる発行3カ月以内のもの。箕面市入札参加者資格を有している者は不要）

(2) 提出先及び 箕面市 市政統括 箕面広報室

問い合わせ 〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

電話 072-724-6716

※提出は、郵送（令和5年10月13日（金）必着）又は持参のこと

※e-mail及びFAXは不可

(3) 留意事項

①業務概要については、「箕面市広報紙広告掲載要領」「箕面市WEBページ広告掲載要領」「箕面市ふるさとカレンダー広告掲載要領」参照

- ②本件コンペについては、営業行為の一環として、その範囲内で行うものとし、参加申込書兼見積書及び提案書の作成等に要する経費は、市として一切支払わない。
- ③提出された参加申込書兼見積書及び提案書は返却しない。

6. 広告取扱業者の選考・決定について

(1) 選考の方法

書類審査

提出された参加申込書兼見積書及び提案書に対して、選考会が選考を行う。

※実施予定日：令和5年10月25日（水）

(2) 選考の基準

選考は、選考会構成員の評価によって行う。

評価は、広告媒体ごとに個々に行うのではなく、総合的に評価する。

評価はおおむね次の各事項に配慮し、選考会が作成した基準によって行うものとする。

- ・（別紙 見積書）価格・・・広告料の提示金額
- ・（様式1）地域精通度・・・市内の本店、支店又は営業所の有無
- ・（様式2）市への社会貢献度・・・災害時の応援等に係る市の災害協定の締結の有無
- ・（様式3）企業の実績・能力・・・企業の同種業務受託実績
- ・（様式4）企画・履行体制・・・広告主の募集方針、広告主確保のための計画・履行体制など提案内容の魅力・実現性

(3) 選考方法

選考会において、出席者の合議により決定する。

(4) 広告取扱事業者の決定

選考会の選考に基づき、所定の手続きを経て、市として広告取扱事業者を決定する。

7. 選考結果の通知について

(1) 選考結果通知予定日 令和5年10月31日（火）

(2) 結果通知方法

選考結果のみを電話、郵送等により通知する。

なお、選考に関する異議等は受け付けない。

8. 失格要件

以下の場合には失格となることがある。

- (1) 参加申込書等に虚偽の記載がある場合。
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (3) その他、選考会において不相当と認められた場合。